

健康福祉病院常任委員会 年間活動計画作成について

1 部局所管事項概要調査

5月25日（木） 健康福祉病院常任委員会

2 年間活動計画について協議

- (1) 前期の委員会における委員会活動評価総括表及び部局の所管事項概要説明の内容等を踏まえ、向こう1年間の活動内容について協議する。
- (2) 重点調査項目を選定し、各項目について、いつ頃、どのような方法（例：執行部説明、参考人招致、県内外調査、委員間での議論など）で調査を行うか協議する。
- (3) 県内外調査の日程、調査したい項目について協議する。
※参考：年間活動計画書
※委員会が活動していく中で、年間活動計画に変更が生じた場合は、その都度、年間活動計画の修正を委員会で協議する。

3 年間活動計画書の作成

2での議論を踏まえ、正副委員長が年間活動計画書を作成し、委員に配付する。

健康福祉病院委員会活動評価総括表

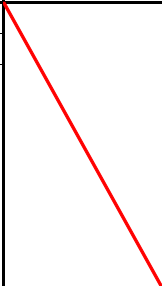
資料 2

1 委員会活動の振り返り（委員間討議の結果の概要を記載する）

- ・重点調査項目にしたがって、十分に調査・審査を行うことができた。
- ・内容が難しいものがあり、事前に学習する機会を設けて中身を理解した上で、共通課題を持って議論した方がよかった。
- ・議員間討議については、必要がある項目かどうかはあるが、充実させられなかった。
- ・県内外調査は重点調査項目に準じて行い大変よかった。

2 各委員（理事）の評点の平均点

項目	評価の視点	平均点
(1)年間活動計画の進捗度	年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。 （その他、評価の理由等（自由記載）） [・年間活動計画に沿って、内容ある活動ができた。]	4.3
(2)委員会運営の円滑度	すべての議案・事項を丁寧に調査・審査しましたか。 委員会で十分な議論をしましたか。 委員長報告が各委員の合意したものとなるように努めましたか。 （その他、評価の理由等（自由記載）） []	4.1
(3)議員間討議の充実度	議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を十分に行いましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。 （その他、評価の理由等（自由記載）） [・議員間討議を十分には活用できなかった。]	2.6
(4)県内外調査の充実度	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。 （その他、評価の理由等（自由記載）） []	4.5
(5)県民など多様な意見を活用した調査・審査の充実度	「参考人招致」や「公聴会」における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。 「みえ現場de県議会」における県民の意見をその後の調査・審査に活用しましたか。 「みえ高校生県議会」における高校生の意見をその後の調査・審査に活用しましたか。 「請願」、「議員勉強会」、「県民の声」などにおける意見をその後の調査・審査に活用しましたか。 （評価点の理由や気づいた点があれば、記載してください。） []	3.8

項目	評価の視点	平均点
(6)調査・審査結果の施策への反映	<p>調査・審査の結果、施策へ反映したこと(例えば、経過報告を求めた、知事への申し入れを行った、議員提出条例の検討を行ったなど)について記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国児学園の環境整備に関して、県内調査の結果として意見を申し入れ、施策に反映することができた。 ・みえ家庭教育応援プランについて、子ども条例の理念を反映するよう求め実現した。 ・地域医療構想について、多くの意見を出し、県民のみなさんの思いをくみとって丁寧に進めていただくよう反映させることができた。 ・平成28年版成果レポートにおいて、助産師の総数確保と偏在是正について、第二次行動計画への記載を求め、反映することができた。 	

※評価は5点満点です。(5点・・・大変良くできた、4点・・・良くできた、3点・・・概ねできた、2点・・・あまりできなかった、1点・・・できなかった)

※各項目の自由記載欄については、各委員個人の意見を掲載しております。

健康福祉病院常任委員会 活動計画書（平成29年5月～平成30年5月）

資料3

平成29年5月25日現在

1 所管調査事項

- ・ 保健衛生行政の推進について
- ・ 社会福祉及び社会保障の推進について
- ・ 地域医療対策について
- ・ 子ども及び青少年の育成について
- ・ 病院事業の運営について

2 重点調査項目

- (1) (※昨年度) 地域における医療と介護の提供体制について
- (2) (※昨年度) 障がい者の自立と共生社会づくりについて
- (3) (※昨年度) 子どもの育ちや子育てを支える体制づくりについて

3 活動計画表

重点調査項目	平成29年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成30年 1月	2月	3月	4月	5月
(1) (2) (3) <調査方法> ・ 当局から説明聴取 ・ 参考人招致 ・ 県内外調査 ・ 委員間討議 など	常任委員会 所管事項説明 (5/25)	常任委員会 議案の審査所 管事項の調査 等 予決分科会 補正予算等 (6/20, 22)	県内調査 (7/18 ～ 20の間)	県内調査 (8/1 ～ 3 の間)	県外調査 (9/5 ～ 7 の間)	常任委員会 議案の審査 所管事項の 調査等 予決分科会 補正予算等 (10/4, 6)	予決分科会 平成28年度歳 入歳出決算、 所管事項の調 査(当初予算編 成に向けての 基本的な考え 方) (11/1)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等 予決分科会 補正予算等 (12/11, 13)			常任委員会 議案の審査、所管 事項の調査等 予決分科会 当初予算、補正予 算等 (3/●, ●)		
執行部の主な予定		成果レポート (案)				一般会計・特 別会計決算 平成30年度 経営方針 (案)	当初予算編成 に向けての基 本的な考え方	当初予算要 求状況		当初予算 案	平成30年度経営 方針		

4 県内外調査について

(1) 県内調査

- 7月18日～20日の間（日帰り） ○○の取組等の調査を行う。
 8月1日～3日の間（日帰り） ○○の取組等の調査を行う。

(2) 県外調査

実施する場合は9月5日～7日（2泊3日以内） 重点調査項目を中心として、他県の先進的な取組等について調査を行うことができる。

健康福祉病院常任委員会 重点調査項目について

重点調査項目は、常任委員会で年間を通して特に重点的に調査する事項であり、県内外調査等もその項目を中心に実施することになります。健康福祉病院常任委員会では、例年3～4項目程度を選定しています。

【過去4ヶ年の重点調査項目】

平成28年度

- (1) 地域における医療と介護の提供体制について
- (2) 障がい者の自立と共生社会づくりについて
- (3) 子どもの育ちや子育てを支える体制づくりについて

平成27年度

- (1) 少子化対策の推進について
- (2) 地域における医療と介護の体制について
- (3) 障がい者の自立と共生について
- (4) 貧困の連鎖解消の取組について

平成26年度

- (1) 少子化対策の推進について
- (2) 地域医療体制の整備について
- (3) 介護・高齢者福祉について
- (4) 障がい者対策について

平成25年度

- (1) 在宅医療の推進について
- (2) 健康対策の推進（がん対策、こころと身体健康対策）について
- (3) 地域医療（医療従事者の確保、定着支援）及び災害医療について
- (4) 子どもを守る取組について

平成 2 9 年三重県議会定例会

子どもの貧困対策調査特別委員会

委員長報告

平成 2 9 年 3 月

子どもの貧困対策調査特別委員会における調査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

【 I 委員会の設置】

(委員会の設置目的)

平成 25 年国民生活基礎調査によると、我が国の子どもの貧困率は 16.3%となり、およそ 6 人に 1 人の子どもが平均的な生活水準の半分に満たない状況にあります。

また、子どもがいる現役世帯のうち、大人が 1 人の世帯の貧困率は 54.6%と非常に高く、ひとり親家庭が経済的に苦しい状況にあることがうかがえます。

本委員会は、こうした社会情勢のなかで策定された「三重県子どもの貧困対策計画」の進捗状況等も踏まえ、主に福祉、教育、雇用の分野における子どもの貧困対策について調査を行うため、昨年 5 月に設置されました。

(重点調査項目)

子どもの貧困問題の背景には、家庭の経済的な困窮だけで

なく、さまざまな問題が複雑に絡み合っていますが、本委員会では、「子どもの居場所づくりと学習支援」「包括的な支援の在り方」「就労支援」の3つを重点調査項目として調査していくこととしました。

(調査経過、概要)

これまで、15回にわたる委員会を開催し、県当局から県内の現状や事業の取組状況などについての聴取や参考人招致により専門家の意見聴取を行うとともに、子どもの貧困問題が抱える課題について、委員間討議を重ねてきました。

また、先進的な自治体の取組やNPO等の支援状況について県内外調査を実施し、関係者の方々と意見交換を行うなど、子どもの貧困対策にかかる知見を深めてきたところです。

【Ⅱ 委員会の意見】

これまでの本委員会における調査結果を踏まえ、子どもの貧困対策について、県当局に対し、3つの重点調査項目に沿って意見を申し上げます。

1 子どもの居場所づくりと学習支援

1点目は、子どもの居場所づくりと学習支援についてであります。

核家族化が進み、人々のつながりが希薄化する中、子どもたちが社会から孤立することなく、安心して過ごせる「居場所」が地域社会に求められています。

また、学習支援事業は、子どもが学習習慣を身につけることをきっかけに、学習意欲や自己肯定感の向上にもつながる重要な取組であり、高校・大学進学率の向上、将来的には貧困の連鎖の解消につながることも期待されます。

そのうえで、子どもの居場所づくりと学習支援について2点申し上げます。

(1) 居場所モデル

まず、居場所モデルの構築についてであります。

地域で持続可能な居場所を提供していくためには、子どもやその家庭の身近に存在し、時には困りごとの相談ができる関係が築かれていることが重要となります。

そこで、集会所や隣保館、市民センターなど、地域にある公共施設等を居場所として提供していくとともに、これらの施設を拠点とした活動が活発に展開されるためのモデル事業構築を要望します。

これらの取組や事業の運営にあたっては、高齢者や若者、学校・福祉の関係者など、地域のさまざまな人材が関わることで、子どもを地域で育てる意識の醸成を図っていくことも必要です。

また、拠点となる居場所を活用し、学習支援事業への参加に躊躇する子どもや家庭との信頼関係を築いていくための場や、食事の提供につなげるための場としていくような取組も有効であると考えます。

なお、既に設置されている子ども食堂や放課後児童クラブなども、地域の中では安心して過ごせる居場所となっていることから、各地域の特性などを考慮したうえで、これらとの連携も視野に入れて検討されるよう要望します。

(2) 学習支援事業

次に、学習支援事業についてであります。

現在、県内では、県福祉事務所の所管地域と一部の市町でひとり親家庭や生活困窮家庭を対象とした学習支援事業が実施されています。これらの取組が県内全域に広がるよう、既に実施している市町のノウハウを活かしつつ、未実施の市町への水平展開について支援を行うとともに、既に実施している市町においても、より利用しやすい事業となるよう更なる検証を行っていく必要があります。

県当局におかれては、子どもの居場所づくりや学習支援事業が真に子どもたちの助けとなるよう、市町や関係団体と連携し、優良事例の情報共有や既存事業の検証と見直しを進めるよう、要望します。

2 包括的な支援の在り方

2点目は、包括的な支援の在り方についてであります。

支援を必要としている子どもやその家庭に、個別に支援を

届けることが困難な現状において、包括的な支援は直接届く支援として有効なものでなければなりません。

また、児童養護施設等の子どもたちの自立支援など、特に厳しい環境におかれている子どもたちに対する支援は早急に充実させる必要があります。

そのうえで、包括的な支援の在り方について4点申し上げます。

(1) ワンストップ支援機関の設置、支援情報の提供等

まず、ワンストップの支援機関の設置、支援情報の提供等についてであります。

生活困窮者自立支援法により、支援窓口の設置が進められていますが、窓口を必要とする方の多くは、経済的な困窮に限らず社会からの孤立など、さまざまな問題を抱えています。このため、子どもの貧困対策も含めたさまざまな支援を一カ所で受けることができるワンストップ支援窓口として適切に機能するよう、市町や学校、関係機関等との連携・協力を進めていく必要があります。

また、複雑化・困難化する問題の解決に向けて、支援に携わる職員のスキルアップ研修の実施など、専門性向上のための取組も必要です。

このほか、NPOや企業等とも連携し、県内の支援情報の提供を行うなど、支援を必要とする人が自らアクセスすることのできる環境の構築を進めるよう要望します。

(2) 児童養護施設等の子どもたちの自立支援

次に、児童養護施設等の子どもたちの自立支援についてであります。

児童養護施設に入所している子どもたちは、18歳で退所する際、進学・就職どちらの場合も、本来得られるはずの親の支援もないままに自立を迫られている現状があります。

また、進学した場合の退学率や就職した場合の離職率も他に比べて高くなっています。

そこで、施設入所中の子どもたちに対して、職業体験など自分の将来のモデルとなる人との出会いにつながる機会や、地域との交流を通じた社会とのつながりを感じる機会を得

るための事業の実施について要望します。

さらに、現在は施設の職員がボランティアで行っている施設退所後の支援についても、新たに「支援員」を配置するなど、施設入所中から信頼関係を築き、施設退所後も社会でしっかりと自立するまで継続して支援を行い、子どもたちの拠り所となるような支援策を早急に充実させるよう要望します。

また、児童養護施設の子どもたち同様、里親のもとから自立する子どもたちなど、社会的養護を必要とする子どもたちについても、自立に向けた支援策を検討するよう要望します。

(3) 県民向け啓発

次に、県民向け啓発についてであります。

子どもの貧困は、子どもやその家庭の見た目だけでは判断できないことから、「見えにくい貧困」と呼ばれています。地域のつながりが薄れるなか、私たちの目に見えにくくなっているだけで、県内においても、実際に困っている家庭が多く存在しています。

厳しい状況におかれている子どもがいるという現実について、シンポジウム等、関係者の生の声や貧困の実態を知る機会を充実させ、県民の皆さんはもとより、企業、団体等にも周知・啓発を行っていくよう要望します。

また、地域で支援を行う人材の確保につながる啓発も併せて実施するなど、支援の輪が広がる取組としていくよう要望します。

(4) 各種手当の支給方法等

次に、各種手当の支給方法等についてであります。

ひとり親家庭の生活の安定のために支給されている児童扶養手当については、現在、支給される額が十分とは言えず、支給の方法についても、法律で年3回のまとめ支給と定められていることから、家計のやりくりを難しくしています。

また、市町が経済的な理由で就学困難な家庭に支給する就学援助費のうち入学時に必要な費用などについては、多くの場合、入学後に支給されており、制服や学用品の購入に困る家庭もあります。

これらの手当については、支給方法や支給額について改善を図り、本当に求められる時期に支給されるよう、国や市町へ一層の働きかけを行っていく必要があります。

また、家庭の経済状況により医療を受けられない子どもをひとりでも減らすために、県を含め多くの地方公共団体で実施されている子ども医療費助成事業については、社会保障政策の一環として国に制度創設を要望するとともに、県においても、ひとり親家庭の子ども医療費の窓口無料化などについて、市町と十分協議・調整のうえ、早期導入の検討を行うよう要望します。

3 就労支援

3点目は、就労支援についてであります。

経済的に自立した家庭環境で子どもが成長することは、貧困の連鎖を断ち切る観点からも重要であり、親の生活の安定につながる就労支援を続けていく必要があります。

家庭生活を安定させるためには、親等がパートやアルバイトなどの非正規ではなく、正規の職員・従業員として一定水

準の収入を得られるようにしていくための支援が求められています。その際、国家資格をはじめとする職業資格は、就労先や働き方の選択肢を大きく広げる効果も期待できます。

県当局におかれては、市町やハローワーク等とも連携し、就労支援と合わせて、職業資格の取得を支援する制度の充実や周知を十分に図られるよう要望します。

【Ⅲ 結語】

以上、3つの重点調査項目に沿って意見を申し上げましたが、子どもの貧困問題は、一朝一夕に解消できる問題ではありません。子どもや家庭の生活実態をしっかりと把握し、それぞれの家庭が求める支援を積み上げていくことが重要であり、それを見守る地域社会の構築も必要となります。

県当局におかれては、本当に支援を必要としているにもかかわらず、SOSを発せずにいる子どもや家庭を見つけ出し、支援につなぐことができるよう、日頃から市町、学校をはじめ企業やNPO、地域の支援者等と連携を密にし、子どもに直接届ける視点を持って取組を進められるよう要望します。

また、これら子どもの貧困対策を着実に進めていくために必要となる財源の確保についても、未来ある子どもたちに対しての行政の責任として、しっかりと取り組んでいかなければなりません。

最後に、本県の取組が、貧困の連鎖を断ち切るきっかけとなり、子どもたちがどのような環境に生まれ育っても夢と希望をもって成長していくことができる、明るい未来への一助となることを願いまして、本委員会の報告といたします。

子どもの貧困対策調査特別委員会 提言書

目次

I	はじめに	1
II	提言	2
1	子どもの居場所づくりと学習支援	2
2	包括的な支援の在り方	2
3	就労支援	4
4	全体を通して	5

平成29年3月24日

I はじめに

平成 25 年国民生活基礎調査によると、我が国の子どもの貧困率は 16.3%となり、およそ 6 人に 1 人の子どもが平均的な生活水準の半分に満たない状況にある。

また、子どもがいる現役世帯のうち、大人が 1 人の世帯の貧困率は 54.6%と非常に高く、ひとり親家庭が経済的に苦しい状況にあることがうかがえる。

こうした社会情勢のなか、国において「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、三重県においても平成 28 年 3 月「三重県子どもの貧困対策計画」が策定された。

計画の策定にあたり、県が実施した聴き取り調査では、社会から孤立し、自ら助けを求めることが出来ずにいる家庭が県内にも多く存在するという事実が明らかになっている。家族の在り方が多様化し、地域の絆が薄れる中で、子どもの貧困問題は複雑化、困難化、さらには潜在化しており、貧困の連鎖も含め、非常に大きな社会的課題である。

子どもや家庭が抱える課題はさまざまであるが、三重で暮らす子どもたちの将来が、生まれ育った環境や家庭の経済状況により左右されることがないように、三重県子ども条例の基本理念にのっとり、子どもの権利や子どもの最善の利益を尊重し、社会全体で子どもを取り巻く環境の改善に取り組まなければならない。

本特別委員会では、平成 28 年 5 月の設置以降、「子どもの居場所づくりと学習支援」「包括的な支援の在り方」「就労支援」を重点調査項目に位置付け、執行部からの聴き取り調査、参考人招致、県内外調査、委員間討議といった方法により、調査を重ねてきた。

この度、こうした調査や討議を基に、本特別委員会としての意見を提言としてまとめるものである。

Ⅱ 提言

1 子どもの居場所づくりと学習支援

核家族化が進み、人々のつながりが希薄化する中、子どもたちが社会から孤立することなく、安心して過ごせる「居場所」が地域社会に求められている。

また、学習支援事業は、子どもが学習習慣を身につけることをきっかけに、学習意欲や自己肯定感の向上につながる重要な取組であり、高校・大学進学率の向上、将来的には貧困の連鎖の解消につながることも期待される。

子どもの居場所づくりや学習支援事業が真に子どもたちの助けとなるよう、市町や関係機関と連携し、公共施設や地域人材の活用など、それぞれの地域の特性を考慮しつつ事業を展開するよう要望する。

○居場所づくり

- ・ 地域にある公共施設等を活用したモデル事業を構築すること
- ・ 拠点となる居場所を活用し、学習支援事業や食事の提供につなげる取組について検討すること
- ・ 既に設置されている子ども食堂や放課後児童クラブ等と連携した事業展開について検討すること

○学習支援

- ・ 未実施市町に対し、優良事例の紹介等含め、一層の働きかけを行うこと
- ・ 既に県内で実施されている事業について、市町や関係団体と連携し、検証と見直しを進めること

2 包括的な支援の在り方

支援を必要としている子どもやその家庭に、個別に支援を届けることが困難な現状において、包括的な支援は直接届く支援として有効なものでなければならない。

核家族化や、人々のつながりの希薄化は、貧困状態にある子どもや家庭の把握を難しくしている。「三重県子どもの貧困対策計画」においては、学校をプラットフォームとした取組を進めることとしていることから、スクールソーシャルワーカー等を積極的に活用し、早期に支援へつなげるなど、学校と福祉の連携が重要である。

また、行政やNPO等による支援は多く展開されているものの、本当に必要としている家庭に情報が届いていない、あるいは情報にアクセスできない、ア

クセスしないといった状況があることから、いざという時のセーフティーネットとなるためにも、NPOをはじめとする地域で支援を行っている団体等と連携を図り、行政側から積極的に分かり易い情報の提供を行っていく必要がある。

さらに、児童養護施設等の子どもたちの自立支援など、特に厳しい環境におかれている子どもたちに対する支援は早急に充実させる必要がある。

○スクールソーシャルワーカーの積極的な活用と人員の確保

- ・スクールソーシャルワーカーの積極的かつ効果的な活用を進めること
- ・スクールソーシャルワーカーの活用状況に応じ、引き続き必要な人員の確保に努めること

○ワンストップ支援機関の設置、支援情報の提供等

- ・経済的な困窮から子どもの貧困対策まで、さまざまな支援を一カ所で受けられることができるワンストップ支援窓口機能の構築に向けた、市町、学校、関係機関等との連携強化を行うこと
- ・支援先一覧（市町、NPO等含む）のホームページ掲載やリストの配布を行うなど、必要な人に伝わる情報提供を行うこと

○児童養護施設等の子どもたちの自立支援

- ・児童養護施設入所中の子どもに、職業体験など自分の将来のモデルとなる人との出会いにつながる機会や、地域との交流を通じた社会とのつながりを感じる機会を得るための事業を実施すること
- ・児童養護施設退所後の自立支援を行う職員の配置を行うこと
- ・里親委託を解除した者も含め、社会的養護を必要とする子どもたちの自立に向けた支援策を検討すること
- ・自立支援貸付事業の返済免除期間短縮を行うよう国に要望すること

○啓発

- ・シンポジウムやフォーラムの開催など、関係者の生の声や貧困の実態について県民、企業、団体等に広く周知を行うこと
- ・支援の輪が広がるよう、地域で支援を行う人材の確保につながる啓発、広報を行うこと

○児童扶養手当

- ・支給回数を含めた改善検討の早期実施について国に要望すること
- ・支給回数の改善に伴い必要となる人件費等について、市町への財政支援を行うよう国に要望すること
- ・児童扶養手当額のさらなる充実について国に要望すること

○就学援助費のうち、入学時に必要な費用

- ・入学前支給未導入の市町に向けた一層の働きかけを行うこと
- ・支給額のさらなる充実について、引き続き検討を行うよう国に要望すること

○ひとり親家庭の子ども医療費の窓口無料化

- ・子ども医療費助成事業について、制度の創設を国に要望すること
- ・医療費の窓口無料化にかかる国庫負担金減額について撤廃するよう国に要望すること
- ・ひとり親家庭の子ども医療費の窓口無料化について、市町と十分な協議・調整を行い、早期導入の検討を行うこと

○給付型奨学金

- ・給付型奨学金の拡充について引き続き検討を行うよう国に要望すること
(対象人数、金額の拡充、返還困難者の支援など)

3 就労支援

経済的に自立した家庭環境で子どもが成長することは、貧困の連鎖を断ち切る観点から見て重要である。

家庭生活を安定させるために、親等がパートやアルバイトではなく、正規の職員・従業員として一定水準の収入を得られるようにしていくための支援が求められている。

その際、国家資格をはじめとする職業資格は、就労先や働き方の選択肢を大きく広げる効果も期待できることから、市町やハローワーク等とも連携した就労支援と併せて、職業資格の取得を支援する制度の周知を図ることも必要である。

なお、これら就労の支援につながる給付金については、生活環境の向上に直結する給付であることから、一層の充実を要望する。

○生活の安定につながる就労支援

- ・資格取得支援制度の周知・広報を行うこと
- ・資格取得による働き方モデルを提示するなど、取得意欲につながる広報を行うこと
- ・高等職業訓練給付金など、資格取得支援にかかる手当を充実するよう国に要望すること

4 全体を通して

子どもを取り巻く状況は、日々大きく変化している。このような中、より効果的な支援を実施するためには、実態を把握・分析し、それぞれの状況に応じた最善の対策を考えることが重要である。

また、子どもの貧困問題は、単に家庭の経済状況や社会的孤立に留まる問題ではなく、今、対策を進めなければ将来世代に大きな影響を及ぼす社会的課題である。三重で暮らす子どもたちが安心して毎日を過ごすために、行政はもとより、企業やNPO、団体、県民等、地域社会全体で真剣に取り組を進めていかなければならない。

○実態把握

- ・ 児童養護施設退所後の児童の実態把握等を行い、必要な支援を行うこと
- ・ (計画策定時に実施した) 要支援家庭への聴き取り調査を引き続き実施し、調査データの蓄積と分析を行うこと

○財源確保の工夫

- ・ 「地域子供の未来応援交付金」をはじめとする国の補助制度を積極的に活用するなど、さまざまな財源確保の工夫を凝らし、子どもの貧困対策に必要な予算の確保を行うこと

○関係機関との連携

- ・ 三重県子どもの貧困対策推進会議等、日頃から市町、学校、企業、NPO、各種団体、地域等と連携を行い、子どもの貧困対策への意識の共有を図り、県全体で取組を進めること

以上

三重県議会子どもの貧困対策調査特別委員会

委員名簿

委員長	藤根 正典
副委員長	田中 祐治
委員	中瀬古 初美
委員	山内 道明
委員	稲森 稔尚
委員	小島 智子
委員	北川 裕之
委員	青木 謙順
委員	水谷 隆